

生活習慣病管理料の算定に関するお知らせ

2024年6月の診療報酬改定により、特定疾患療養管理料の対象疾患から「**高血圧症**」「**糖尿病**」「**脂質異常症（高コレステロール血症、高脂血症も含む）**」が除外されることになりました。

これを受け、2025年6月から上記疾患のうちいずれかを主病（中心）として受診される患者さんに対しては、個々に応じた療養計画に基づいた専門的・総合的な治療管理をおこなう「生活習慣病管理料」へ移行いたします。

1 療養計画書

患者さんには診療時に個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容等を記載した『**療養計画書（初回用）**』に署名（サイン）を頂く必要があります。また、療養計画書の主病が変更になった際は、改めて療養計画書（初回用）に署名（サイン）をしていただきます。

2 対象となる方（以下の疾患のうちいずれかが主病）

高血圧症の方



糖尿病の方

※インスリン製剤などで在宅自己注射指導管理料を算定する方は対象外

脂質異常症の方

高コレステロール血症、高脂血症も含む



3 費用について（下図は概算表）

令和6年5月まで				令和6年6月以降			
	1割	2割	3割		1割	2割	3割
再診料	73円	146円	219円	再診料	75円	150円	225円
外来管理加算	52円	104円	156円	生活習慣病管理料	333円～760円	666円～1,520円	999円～2,280円
特定疾患療養管理料	147円	294円	441円	処方箋料	60円	120円	180円
処方箋料	68円	136円	204円	外来データ提出加算	50円	100円	150円
特定疾患処方管理加算	66円	132円	198円	自己負担額合計	518円～945円	1,036円～1,890円	1,554円～2,835円
自己負担額合計	406円	812円	1,218円				

（注意）上記金額に加え、検査料等が別途発生する場合がございます。

※「後払いサービス」にご登録いただいた方は、当日のお支払いが不要となり、後日クレジットカードでの決済が可能です（登録、利用料無料）。詳細は右の二次元コードから当院ホームページをご確認いただくか、当院までお問い合わせください。



4 その他

- 糖尿病の患者さんについては、年1回程度眼科の診察と、歯周病の診断と治療のため、他院での歯科受診をお願いしております。

生活習慣病とは？

食事、運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が深く関与し、それらが発症の要因となる疾患の総称です。日本人の死因の上位を占める「がん、心臓病、脳卒中」なども生活習慣病に該当します。生活習慣病である高血圧症、糖尿病、脂質異常症（高コレステロール血症、高脂血症も含む）は心筋梗塞、脳梗塞、慢性腎臓病などを発症するリスクがあります。生活習慣病は年々増加しており、その予防、早期発見・治療、重症化予防が重要です。生活習慣を見直し、療養管理することにより、悪化を防ぎ健康寿命を延ばすことができると考えられています。



ご理解のほどよろしく願いいたします。

